**2009年7月1日改訂（第3版）
*2008年1月28日改訂（第2版）

承認番号：21800BZX10129000

機械器具 (83) 医療用物質生成器
管理医療機器　プラズマガス滅菌器　JMDNコード：36305000　特定保守管理医療機器

ステラッドNX

【警告】

*1. 本品の専用過酸化水素カセットには強力な酸化剤である高濃度の過酸化水素（58%）が含まれている。高濃度の過酸化水素溶液は皮膚、眼、鼻、咽喉、肺、消化管に強い刺激を与える危険性がある。また、高濃度の過酸化水素溶液に接触した場合、やけどを起こす危険性がある。過酸化水素に接触した場合には早急に適切な処置をすること（**詳細は取扱説明書を参照**）。

2. 高濃度の過酸化水素は有機物と反応すると発火する恐れがあるので、取り扱いに注意すること。

**3. 次に示す製品あるいは包装材料については、本システムによる滅菌の可否に関して、各器材の添付文書及び取扱説明書等を参照すること。なお、不明な点がある場合には、弊社に問合せること。

(1) インプラント（埋植）製品
(2) カテーテル類、蛇管及び内視鏡などの狭管構造をもつ製品
(3) 合成繊維製布類
(4) 多孔質製品（スポンジ状のもので、プラスチック、セラミック、金属を含む）
(5) ラジカルの影響を受けやすい素材（ラテックス、ゴム系材料、ナイロン、ポリウレタン、ポリアセタール、エポキシ樹脂等）を含む製品
(6) 電子部品を有する製品

【禁忌・禁止】

1. 次に示す製品あるいは包装材料は、滅菌に必要となる過酸化水素を吸収するか、または、過酸化水素が行き届かず、十分な滅菌効果が期待できないため滅菌しないこと。また、取り扱いに関し不明な点がある場合には、弊社に問合せること。（詳細は取扱説明書第4章を参照**）

(1) セルロース又はパルプを含む製品
・ リネン、綿布
・ ガーゼ
・ 紙製包装材料　など
(2) 液状製品及び粉状製品
(3) ナイロン表面どうしが重なる製品
(4) 液体を吸収する製品
(5) 閉腔を有する製品
(6) 特殊な内部部品があるため、洗浄及び滅菌が困難な製品

2. 次に示す製品は、機械的あるいは材質的にダメージを受ける可能性があるため滅菌しないこと。滅菌の可否に関して不明な点がある場合には、弊社に問合せること。また、各器材の添付文書及び取扱説明書等を参照すること。（詳細は取扱説明書第4章を参照**）

(1) 再滅菌が推奨されていない単回使用製品
(2) 閉腔を有する製品
(3) 本システムによる滅菌を推奨していないインプラント製品
(4) 真空に対する耐久性がない製品
(5) 人工呼吸器用呼吸回路

3. 洗浄が不十分な被滅菌物を滅菌しないこと。[滅菌不良を引き起こす可能性がある]

*4. 乾燥が不十分な被滅菌物を滅菌しないこと。[過酸化水素が残留する可能性があり、過酸化水素に接触し、やけどを起こす危険がある。また、滅菌不良やサイクルキャンセルを引き起こす恐れがある]

5. 専用過酸化水素カセットのパッケージにあるケミカルインディケーターが赤く変色していたら、専用過酸化水素カセットパッケージのプラスチックラップを取り外さないこと。[ケミカルインディケーターの赤色は、専用過酸化水素カセットに損傷が生じている可能性があることを示す]

*6. 滅菌サイクルがキャンセルされた場合、または滅菌後の被滅菌物に水分が残っている場合は、被滅菌物を滅菌器から取り出す際、絶対に素手で取り扱わないこと。必ず防水性手袋を着用すること。またその場合、防水性手袋を着用したままで顔面や眼に触れないこと。[滅菌チャンバー内や湿った被滅菌物に過酸化水素が残留している可能性があり、過酸化水素に接触し、やけどを起こす危険がある]

7. 本品の修理および調整は本品のメンテナンスおよび修理のトレーニング受講者のみが行うこと。

8. 規定外部品の使用は危険である為避けること。[規定外の部品の使用により、事故や高額な費用のかかる故障、また機械の異常につながる可能性がある]（保証の対象外となる。）

9. 使用済みの専用過酸化水素カセット（一度カセットスロットに挿入したもの）には触れないこと。ただし、必要が生じた時は必ず防水性手袋を着用して取り扱うこと。またその場合、防水性手袋を着用したままで顔面や眼に触れないこと。[過酸化水素に接触し、やけどを起こす危険がある]

10. 滅菌チャンバー内部の過酸化水素モニターは紫外線を光源としているので直接見つめないこと。[紫外線が眼に損傷を与える可能性がある]

【形状・構造及び原理等】

1. 概要

本品は、微生物を不活化する滅菌剤として過酸化水素を前駆物質として利用した低温プラズマ滅菌法により、手術器具等の医用器材を滅菌する装置である。

本品は専用過酸化水素カセットから58%（表示濃度）過酸化水素溶液が供給されると、水溶液中の水分を蒸発させることにより過酸化水素溶液の濃縮が行われる。続いて、濃縮された過酸化水素溶液が蒸気化して滅菌チャンバー内に注入され、被滅菌物へ拡散し微生物へ作用する。その後、滅菌チャンバー内に高周波（RF）をかけることにより過酸化水素蒸気がプラズマ状態となり同様に微生物へ作用する。過酸化水素はプラズマ状態になることで、最終的に水と酸素に分解される。

本品は被滅菌物の構造等によってスタンダードサイクル及びアドバンスドサイクルという2種類の滅菌サイクルを使い分けている。スタンダードサイクルは、ヒンジ部のような重なり合った表面部分を有する医用器材、及び短い管腔構造を有する医用器材を約28分間かけて滅菌処理するためのサイクルである。アドバンスドサイクルは、より長い管腔構造を有する医用器材や軟性内視鏡を約38分間かけて滅菌処理するためのサイクルである。これら2種類の滅菌サイクルにおける滅菌可能な医用器材の範囲の目安をサイクルごとに示す。

スタンダードサイクル：

医用器材の材質及び構造	内径	長さ
医用器材表面	—	—
ヒンジ部のような重なり合った表面部分を有する医用器材	—	—
PTFE※1又はポリエチレン製の単一管腔を有する医用器材（軟性内視鏡は除く）	1mm以上	350mm以下
ステンレス鋼製の単一管腔を有する医用器材	2mm以上	400mm以下
	1mm以上	150mm以下

取扱説明書を必ずご参照ください

アドバンスドサイクル：

医用器材の材質及び構造	内径	長さ
PTFE 又はポリエチレン製の単一管腔を有するチューブ類※2（軟性内視鏡は除く）	1mm 以上	1000mm 以下
PTFE 又はポリエチレン製の単一管腔を有する軟性内視鏡※3	1mm 以上	850mm 以下
ステンレス鋼製の単一管腔を有する医用器材	1mm 以上	500mm 以下

※1：ポリテトラフルオロエチレンの略称
※2：他の被滅菌物（医用器材）を含まない場合、1回のサイクルにて 10 本までチューブ類を滅菌処理可能
※3：1回のサイクルにて他の被滅菌物（医用器材）を含まず、1本のみの軟性内視鏡に対して滅菌処理可能

・本品は EMC 規格 IEC60601-1-2：1993 及び JIS T0601-1-2：2002 に適合している。

2. 原理
以下の 8 つの滅菌段階をハーフサイクルとし、これを連続して 2 回行うことにより滅菌サイクルを完了する（フルサイクル）。

フルサイクル＝第 1 ハーフサイクル＋第 2 ハーフサイクル

（ハーフサイクル）

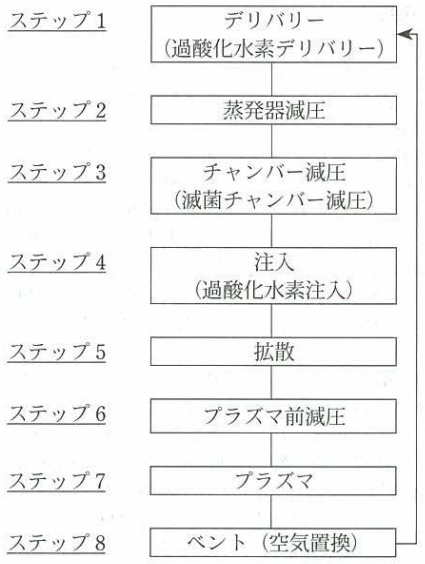

※第 1 ハーフサイクルが終了すると、再びステップ 1 の「過酸化水素デリバリー」に戻り、第 2 ハーフサイクルがスタートする。尚、各ハーフサイクルにてそれぞれ[1]、[2]が画面表記末尾に付記される。

3. 外観及び寸法
滅菌チャンバー有効容量：約 30 リットル

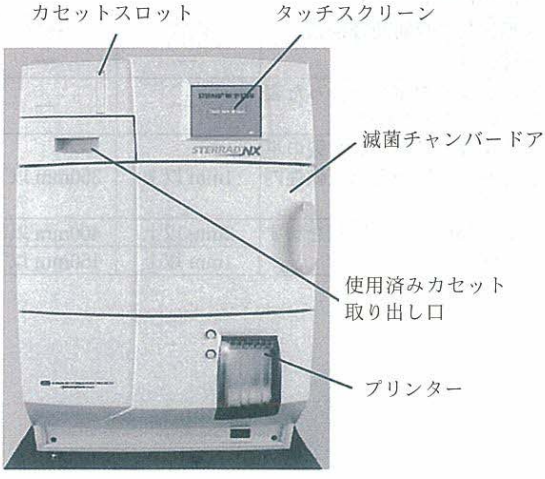

正面図

・寸法（本体）
高さ： 834mm
幅： 559mm
奥行： 806mm
重量： 約 125kg

・電気的定格
(1) 定格電圧：AC200V
(2) 定格電流：10A
(3) 周波数：50/60Hz
(4) 最大消費電力：2000VA

・専用過酸化水素カセット

内容物：	過酸化水素溶液（表示濃度：58%）
セルの数：	10 個
1 セルあたりの分量：	1800μL（+/− 50μL）
1 サイクル使用セル数：	2 個
有効期間：	9 ヶ月

・付属品（着脱電源コード）

【使用目的、効能又は効果】
1. 使用目的
本品は手術用器具・器械、検査器具等を滅菌する。

【品目仕様等】
1. 被滅菌物（ロード）の温度
処理前ロード温度：18 ～ 35℃
処理中ロード温度：55℃未満

2. 滅菌性能
スタンダードサイクル及びアドバンスドサイクルにて、それぞれのサイクルの滅菌可能な範囲の目安としているロード条件で無菌性保証水準（SAL）= 10^{-6} を達成すること。

【操作方法又は使用方法等】
1. 使用方法例
(1) 事前準備
1) 被滅菌物は、滅菌する前に十分に洗浄及び乾燥させておく。
2) 被滅菌物が汚れている場合や、完全に乾燥されていない場合は、再度洗浄と乾燥を行う。
3) 被滅菌物を包装する場合は、被滅菌物を専用トレーに入れ、適切な滅菌ラップ又は滅菌パウチで包装する。
4) 被滅菌物が過酸化水素に曝露されたことを確認するため、被滅菌物を包装する際にケミカルインジケーターをトレー内、又はパウチ内に入れておく。

(2) 滅菌準備
1) 専用過酸化水素カセットをカセットスロットに挿入する。（又は挿入されていることを確認する。）
2) 滅菌サイクルが正常に実施されたことを確認するために、バイオロジカルインジケーターを定期的に使用する。なお、バイオロジカルインジケーターは滅菌チャンバー底面の奥へ置く。

3) 被滅菌物を、滅菌チャンバー内の壁、扉又は電極に触れないように、滅菌チャンバー内に入れ、滅菌チャンバードアを閉める。
4) 被滅菌物の種類により、2種類の滅菌サイクル（スタンダードサイクル、アドバンスドサイクル）から適切な滅菌サイクルをタッチスクリーンより選択し、スタートサイクルボタンを押す。

(3) 滅菌中
1) タッチスクリーンに、残り時間及び滅菌サイクルの段階が表示される。なお、異常が生じた際には、タッチスクリーン及びプリンターにエラーメッセージが表示及び印字され、アラーム音等で知らせ、滅菌サイクルが中止される。この場合、キャンセル終了画面でキャンセルに対応した内容の自己診断試験を必要に応じて実行する。
2) サイクルを中止する際は、サイクルキャンセルボタンを押す。

(4) 滅菌終了
1) 滅菌サイクルが正常に完了すると、タッチスクリーンにサイクル完了画面が表示され、サイクル完了を知らせる音が鳴る。
2) サイクル完了画面の表示及び滅菌サイクルの情報が印刷された記録を確認する。
3) 被滅菌物を取り出し、ケミカルインジケーターが過酸化水素に曝露されたことを示す色に変わっていることを確認する。
4) バイオロジカルインジケーターを使用した場合は、バイオロジカルインジケーターの取扱説明書の使用方法に従って確認を行う。

(5) その他の機能（自己診断試験）
通常の使用方法の他、タッチスクリーンに表示される「自己診断試験」というボタンを押すことによって本品の自己診断試験を行うことができる。

（詳細は取扱説明書を参照）

2. 使用方法に関連する使用上の注意
(1) 被滅菌物は、滅菌前に血液、組織等の汚れ、及び洗剤等を除去しておくこと。
(2) 被滅菌物は、滅菌チャンバーに入れる前に完全に乾燥させておくこと。湿気を含んだ被滅菌物を入れると、滅菌サイクルがキャンセルされることがある。
(3) 滅菌トレー及びその他のアクセサリー類（インジケーターストリップ、インジケーターテープ等）は本システム専用のものを使用すること。
(4) 専用過酸化水素カセットをカセットスロットに挿入するときは、カセットを無理に押し込まないこと。
(5) 被滅菌物を滅菌チャンバーに入れる際は、ドア及び滅菌チャンバー内壁（電極）に金属が接触しないようにすること。ドア及び滅菌チャンバー内壁（電極）に金属が接触していると、滅菌サイクルのプラズマ工程が中断される可能性があり、機械を傷める原因となる。被滅菌物と内壁（電極）の距離は少なくとも25mm空けること。
*(6) 有機物や洗剤を完全に落とさなかった場合、器材に薄い色の残留物が形成される可能性がある。滅菌前後にこのような残留物が確認された場合、器材を使用する前に再度洗浄、すすぎ、乾燥そして滅菌する必要がある。
(7) サイクルをキャンセルしたり、被滅菌物に水分が残っている場合、チャンバー内に過酸化水素が残存している可能性がある。その際は、ラテックス製、ビニール製又はニトリル製の防水性手袋を着用して、チャンバーから被滅菌物を取り出し、湿った布で被滅菌物を拭くこと。
(8) カセット廃棄専用箱を取り出す際は、ラテックス製、ビニール製又はニトリル製の防水性手袋を着用すること。専用過酸化水素カセットに残留している可能性のある過酸化水素への直接接触を防ぐ。
(9) サイクル終了後、本品内部が熱くなっていることがあるので、本品内部が冷めるまで滅菌チャンバードアに触れないこと。
(10) 滅菌チャンバードアを開いたまま本品を移動したり、滅菌チャンバードアのハンドルを持って本品を移動させないこと。また、移動の際に本体の側面を押さないこと。

（詳細は取扱説明書を参照）

【使用上の注意】
1. 重要な基本的注意
(1) 熟練した者以外は機器を使用しないこと。
(2) 機器を設置するときには、次の事項に注意すること。
1) 総務省制定の電波法に基づき、高周波利用設備設置の許可を取得すること。
2) 水のかからない場所に設置すること。
3) 気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分を含んだ空気などにより悪影響の生ずる恐れのない場所に設置すること。
4) 傾斜、振動、衝撃（運搬時を含む）などの安定状態に注意すること。
5) 化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に設置しないこと。
6) 電源の周波数と電圧及び許容電流値（又は消費電力）に注意すること（接続時は有資格者のみが行うこと）。
7) アースを正しく接続すること。
8) 新しい電源を使用する時は、弊社に連絡の上、本品のメンテナンス及び修理のトレーニング受講者によるチェックを必ず受けること。
(3) 機器を使用する前には次の事項に注意すること。
1) スイッチの接触状況などの点検を行い、機器が正確に作動することを確認すること。
2) アースが完全に接続されていることを確認すること。
3) 全てのコードの接続が正確でかつ完全であることを確認すること。
4) 本品を操作する前に取扱説明書を完全に読むこと。
(4) 機器の使用後は次の事項に注意すること。
1) 本品は、運転時の温度を保つため、常に電源を入れたままの状態で滅菌チャンバードアを閉めておくこと。
2) 本品の使用を休止し、電源を切って保管する場合、コード類の取り外しに際してはコードを持って引き抜くなど無理な力をかけないこと。
3) 保管場所については次の事項に注意すること。
・ 水のかからない場所に保管すること。
・ 気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分を含んだ空気などにより悪影響の生ずる恐れのない場所に保管すること。
・ 傾斜、振動、衝撃（運搬時を含む）などの安定状態に注意すること。
・ 化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に保管しないこと。
4) 付属品、コードなどは整理してまとめておくこと。
5) 過酸化水素モニターのレンズは常に清潔に保つこと。
6) エアーフィルターの汚れを定期的に確認し、必要に応じて新しいものに交換すること。
7) 必要に応じて本品の外装を掃除すること。但し、滅菌チャンバー、ドア、棚、電極等の本品内部は掃除しないこと。
(5) 故障した時は勝手にいじらず、適切な表示を行い、修理は専門家に任せること。
(6) 機器は改造しないこと。
(7) 保守点検
1) 機器及び部品は必ず定期点検を行うこと。
2) しばらく使用しなかった機器を再使用するときには、使用前に必ず機器が正常かつ安全に作動することを確認すること。

(8) その他の注意事項
1) 包装材料は、本システム専用の製品を使用すること。
**2) 本システムによる滅菌の可否に関し不明な点がある場合には、弊社に問合せること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

1. 動作保証条件
(1) 温度（動作時）：18 ～ 35℃
(2) 湿度（動作時）：10 ～ 85%（30℃まで、40℃では70%を上限とする）
(3) 圧力（動作時）：70 ～ 106kPa

【保守・点検に係る事項】

1. 使用者による保守・点検事項
(1) プリンターペーパーの交換
(2) 日時表示の再設定
(3) 本体の清掃
(4) エアーフィルターの交換
(5) 使用済み専用過酸化水素カセットの廃棄
（詳細は取扱説明書を参照）

2. 業者による保守・点検事項
**(1) 定期メンテナンス
推奨頻度：6ヶ月または650サイクル、12ヶ月または1300サイクルのいずれか早くに到達した方で年2回の点検

【包装】

1台

【主要文献及び文献請求先】

ジョンソン・エンド・ジョンソン 株式会社
ASP ジャパン　ステラッド　マーケティング部
〒101-0065
東京都千代田区西神田3丁目5番2号
電話番号：03-4411-7906　　Fax：03-4411-7907

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者
ジョンソン・エンド・ジョンソン 株式会社
〒101-0065
東京都千代田区西神田3丁目5番2号
電話番号：03-4411-7906

緊急連絡先：上記電話番号に連絡してください。

製造業者
米　国：アドバンスド　ステリライゼーション　プロダクツ
(Advanced Sterilization Products)
日　本：ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社

©J&JKK